

(様式1)

審査基準 (申請に対する処分関係)

	担当課	農業経済課	検索番号	1-5
法令名	農業協同組合法	根拠条項	11-1	
許認可等	農協の信用事業規程の承認			
(根拠規定)				
○ 農業協同組合法第11条第1項 組合が、第10条第1項第3号の事業を行おうとするときは、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。				
・ 農業協同組合法第10条第1項第3号の事業・・・組合員の貯金又は定期積金の受入れ				
・ 農業協同組合法第11条第2項 前項の信用事業規程には、信用事業（第10条第1項第2号及び第3号の事業並びに同項第4号の事業のうち同条第23項各号に掲げるもの（これらの事業に附帯する事業を含む。）並びに同条第6項及び第7項の事業をいう。以下同じ。）の種類及び事業の実施方法に関して主務省令で定める事項を記載しなければならない。				
(許認可等の基準)				
○ 系統金融機関向けの総合的な監督指針 農業協同組合の信用事業規程の設定の承認について 農業協同組合（以下「組合」という。）が信用事業を行うに当たっては、取り扱う事業を定款に記載するための農業協同組合法（以下「法」という。）第44条第2項に基づく定款変更認可が必要なほか、法第11条第1項の規定により、信用事業規程を定め、行政庁の承認を受けなければならない。この承認を行うに当たっては、事業の適切かつ健全な運営を確保する観点から、				
①自己資本等の財産的基礎が安定しており、かつ、財務内容に問題がないか、				
②業務執行体制及び内部監査体制が整備されているか、				
③事務処理体制が整備されているか、				
に留意するとともに、特に次の事業については次の点を確認するものとする。				
(1)債務の保証及び手形の引受け 手形の引受けについては、併せて外国為替業務を行うことになっている。				
(2)金銭債権の取得又は譲渡 余裕金運用として金銭債権の取得の実績があるか。				
(3)信託業務 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年3月11日）第1条第1項による認可を受けているか。				
(その他)				
○ 添付資料（農業協同組合法施行細則第9条）				
(1)信用事業規程				
(2)定款				
(3)事業計画の概要				
(4)総会（総代会）議事録謄本				